

## 没収試合の防止について

没収試合の防止について、新たに具体的基準を提示した。没収試合の防止に向けて大会主催者がとるべき行動は

- 1) 選手登録原簿と打順表との照合など試合前の諸準備。
- 2) 想定される事態。

①登録原簿と打順表記載選手名違い ②選手名と背番号の不一致 ③同姓の選手の識別が不明確 ④打順表への守備位置のダブリ ⑤登録外選手のベンチ入り又は出場 ⑥退いた選手が再び出場

①~⑥の対応は以下のとおり

**(ケース1) 試合前の打順表交換時で大会本部の登録原簿照合により誤記に気づいた場合。**

**【処置】** 出場、控え選手問わず誤記を発見した場合、注意をし、書き直させる。罰則はなし。登録原簿以外の選手が記載されていた場合も同様。守備位置のダブリ、同姓の区別する頭文字あるいは名前をつけない記載も同様。

**(ケース2) 打順表交換終了後、試合開始までに誤記が判明した場合。**

**【処置】** 誤記に関する訂正は認められない。登録原簿に記載された選手しか出場資格はない。チーム自体の没収試合とはしない。

**(ケース3) 試合中に誤記が判明した場合**

**【処置1】** 登録選手間の背番号の付け間違いは、判明した時点で正しく改めさせ、罰則は適用しない。

**【処置2】** 登録外選手が判明したときは、実際に出場する前であれば、その選手の出場を差し止め、ベンチから退去させ、チーム自体の没収試合とはしない。

**【処置3】** 登録外選手が試合に出場、これがプレイ後判明したときは、大会規程により試合中であれば没収試合とし、試合後であれば次の対戦相手に勝利を与える。

○ 没収試合とするケースは規則7.03記載に加え

- (1) 登録外選手が試合に出場した場合。
- (2) 主催者が特に定めた場合に限る。

(これは、平成29年全日本軟式野球連盟第3回理事会決定事項)

平成30年2月18日  
秋田県軟式野球連盟